

# 年金

平成14年4月から  
国民年金保険料の  
支払い先が変わります



地方分権による制度改革により、国民年金保険料の徴収事務が、平成14年4月より市町村から国へ移管されます。それに伴い、役場に納めている現在の方々から、社会保険庁に納める方式へと変更されます。

変更により、今まで町指定の金融機関でしか支払いができなかったのが、ほとんどの金融機関で支払いが可能となり、例えば、県外にいる家族の保険料の支払いなどもできるようになります。

移管に伴い変更される内容については、今後、国による正式決定がされ次第、改めてご案内しますので、よろしくお願いします。

社会保険庁からのお願い  
年金の受取り先を  
変更するときは  
慎重に

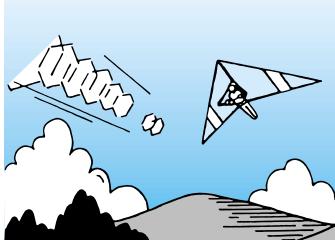
社会保険庁  
お問合せ先  
役場町民課年金係  
☎ 985-4106

社会保険庁からのお願い

敬老年金の支給方法が  
口座振替に変わります

# 福祉

敬老年金の支給方法が  
口座振替に変わります



支給対象者には郵便で通知させていただきましたが、平成13年度より敬老年金は口座振替により支給されます。支給手続などの変更がありますので、通知文書をよくお読みのうえ、お間違えのないようにお願いします。

口座振替依頼などの書類が必要です。まだの方は、送付した書類に記入のうえ、早急に返送をお願いします。

お問合せ先  
役場福祉課高齢者福祉係  
☎ 985-4113

国民健康保険証は4月1日から新しくなっています。  
まだ交換されていない方は、旧保険証と印鑑を持つて交換にお越しください。

お問合せ先  
役場町民課保険医療係  
☎ 985-4107

保険証の交換は  
済ましたか？

# 国保

このようなときは、国民健康保険で負担した医療給付費（かかった費用の7割又は8割分）を、後で返していただください。

※国保の加入・脱退の届け出は、14日以内に済ませてください。

お問合せ先  
役場町民課保険医療係  
☎ 985-4107

加入の届け出が遅れると  
国民健康保険に加入しなければならないのに、届け出が遅れると、保険税を加入した時点（届け出をしたときではあります。）最長3年までさかのぼって払わなくてはならないことになります。その間の医療費は全額自己負担となります。

第13回  
松前町レクリエーション  
バレーボール大会結果  
5月27日(日)、北伊予小学校体育館において、8チームが参加して熱戦が繰りひろげられました。

やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなってしまうのに届け出が遅れ、保険証が手元にあるため、うつかり国民健康保険証を使って診療を受けてしまう場合があります。

1位 ぱわふる  
2位 パワーズ  
3位 中川原B